

## 関西国際大学心理学部卒業論文に関する内規

2012（平成24）年3月16日施行

（趣旨）

第1条 この内規は、関西国際大学履修規程第3条の規定に基づき、心理学部（以下「本学部」という。）において「卒業研究」を受講する学生が執筆する卒業論文について、必要な事項を定めるものとする。

（題目の登録）

第2条 卒業論文を提出する予定の学生は、3月末に卒業する場合は当該年度の6月末日、9月末日に卒業する場合は前年度の12月22日を期日として、別に定める登録の書式により、卒業研究担当教員を通じて学科長にその題目を提出し、登録しなければならない。

2 前項に規定する期日が、土曜日又は休業日に当たる場合は、直前の土曜日又は休業日でない日を期日とする。

3 卒業論文の題目は、本学部での学習と直結する分野及び内容に限るものとする。

（題目の変更）

第3条 題目の変更は、3月末に卒業する場合は当該年度の10月末日、9月末日に卒業する場合は、当該年度の4月末日までに、卒業研究担当教員を通じて学科長に届け出なければならない。この場合において、原則として期日以後の変更は認めない。

2 前項に規定する期日については、前条第2項の規定を適用する。

（書式等の形式）

第4条 卒業論文の書式及び装丁その他の形式については、学科が別に定める執筆要領に基づくものとする。

（提出期限）

第5条 卒業論文は、学科が別に定める期限までに提出しなければならない。

（提出方法）

第6条 卒業論文は、PDFファイル（Portable Document Format）形式にて学科が別に定める電磁的方法により提出するものとする。

（審査）

第7条 卒業論文の審査は、卒業研究の担当教員及びその他の専任教員との複数名で行うものとする。

（再試験）

第8条 卒業研究の再試験については、これを行わない。

（改廃）

第9条 この内規の改廃は、教授会の議を経て学長が決定し、これを行うものとする。

附 則

この内規は、平成23年3月16日より施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

（施行期日）

1 この内規は、2024（令和6）年4月1日より施行する。

（適用範囲）

2 2020年度以前に人間科学部に入学した学生の卒業論文については、この内規を適用する。

（改正内容）

3 この内規における改正内容は、次のとおりである。

- (1) 第3条を追加する。
- (2) 提出方法にPDF ファイルを追加するため、第6条を加える。
- (3) 再試験を行わないことを規定するため、第8条を加える。
- (4) その他必要な文言の改正を行う。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、2025（令和7）年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第6条に規定する提出方法については、2021年度生以前の年度生のうち、卒業研究を履修中の学生の取扱いは、なお従前の例によるものとする。

(改正内容)

3 この内規における改正内容は、次のとおりである。

- (1) 提出方法をPDF ファイルのみに改めるため、第6条を改正する。